

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人深谷藤沢福社会（以下「本会」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、その職務のため役員会に出席したときは、報酬として日額13,000円以内を支給する。
2 役員等が役員会出席以外で職務を行ったときは、前項の規定に準じて報酬を支給することができる。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、本会給与規程第5条に規定する初任給昇格等の基準に準じて定めるものとする。
2 役員等が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。